

議案第 5 号

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

福祉作業所のふたば園を廃止するとともに、ミツバ園の定員変更等を行うため、君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成元年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成元年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表君津市福祉作業所ふたば園の項を削り、同表君津市福祉作業所ミツバ園の項中「22名」を「20名」に改める。

第4条中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の表君津市福祉作業所ミツバ園の項の改正規定 令和6年8月1日
- (2) 第4条の改正規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に定める施行の日